

表 新しい警戒レベルの区分・色分け

警戒レベル	主な移行条件(感染状況)	行政機関、国民、企業に対する主な制限措置
1(緑)	過去28日間新規感染者登録なし。	行政機関、国民、企業の活動に制限なし。
		医療の予防措置を実施する。
2(黄)	持ち込み感染、国内の一部で感染。	高度警戒準備態勢に全部または一部移行。
	過去14日間の新規感染者および持ち込み感染者が、時間、場所、感染経路的に関連がない。	行政機関、国民、企業の活動に一部禁止・制限が加えられる(注)。
3(オレンジ)	クラスター感染が発生。	高度警戒準備態勢に全部または一部移行。
	過去14日間の新規感染者およびクラスターが時間、場所、感染経路的に関連があるが、感染は国民の一部にとどまっている。	行政機関、国民、企業の活動に一部禁止・制限が加えられる。
4(赤)	感染が国民の広範囲に拡大。	全国警戒態勢に全部または一部移行。
	過去14日間の新規感染者が全国に拡大。	行政機関、国民、企業の活動を制限し、外出禁止令を別段の定めにより発令する。
	新規感染者の25%以上が感染経路不明。	
	1万人当たりの発症者数が5.1人以上。	
	PCR検査の陽性率が2.1%以上。	
	1万人当たりの入院者数が5人以上。	
	1万人当たりの死亡者数が0.1人以上。	

(注)教育機関の活動に関する要件は、教育・科学省が国家非常事態委員会と協議して別途定める。

(出所)モンゴル政府公式サイト「zasag.mn」